

令和6年度税制改正(法人事業税関係)

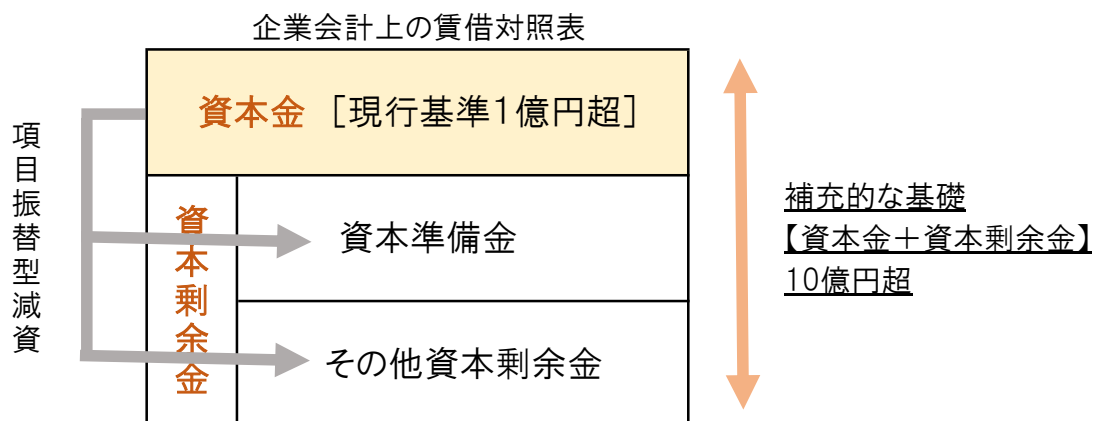
【外形標準課税の適用対象法人の見直し】

《減資への対応》 令和7年4月1日施行

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準(資本金1億円超)や《100%子法人等への対応》の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置を講ずる。



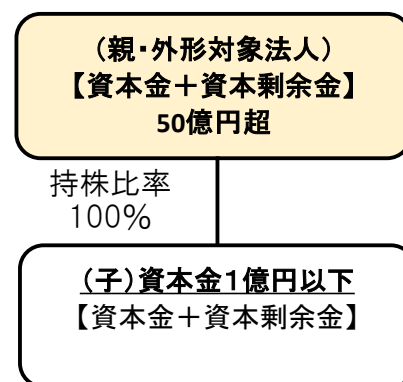
《100%子法人等への対応》 令和8年4月1日施行

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記に関わらず5年間外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

※上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。



⇒ 外形対象法人